

## 一般社団法人愛知県環境測定分析協会 退職金規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という。）が定める職員の退職金はこの規程によるものとする。
- 第2条 この規程は、本協会職員に適用する。
- 第3条 就業規程第36条の規定による退職者については退職金を支給する。
- 第4条 退職金は、職員が退職（解雇を含む）又は死亡したときに、本人（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、勤続3年未満の者についてはこの規程を適用しない。
- 3 就業規程第29条の規定により懲戒解雇処分を受けた者については退職金は支給しない。
- 第5条 勤続年数は、採用の日から起算し、退職又は死亡の日までとし、自己の重大な過失に起因する休職の期間及び無給休職の期間は算入しない。
- 第6条 職員が退職した場合は、その日まで日割計算をもって支給し、死亡した場合は、その月の全額を支給する。
- 第7条 退職金の支給は退職時の本俸に別表の支給率を乗じたものとする。
- 第8条 退職金は、退職又は死亡のときから1か月以内に支給する。
- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。
- 在職中、特に功労が認められる職員には理事会の承認を得て、退職金の増額をすることができる。

### 附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年9月25日理事会承認 一部改定
- 3 平成29年6月29日理事会承認 一部文字修正（代表理事→会長）

別表

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
3	2	17	13	31	27
4	2.5	18	14	32	28
5	3	19	15	33	29
6	3.5	20	16	34	30
7	4	21	17	35	31
8	4.5	22	18	36	32
9	5	23	19	37	33
10	6	24	20	38	34
11	7	25	21	39	35
12	8	26	22	40	36
13	9	27	23		
14	10	28	24		
15	11	29	25		
16	12	30	26		

(注) パートタイマーについては以下に定める。

週4日、5時間以上勤務の就労10年を越えるパートタイマーについては、別表支給率に4分の1を乗じて支給することができる。

